

# 環境保全型農業の推進について

平成16年8月26日

生産局農産振興課環境保全型農業対策室

# 1 環境保全型農業への取り組み

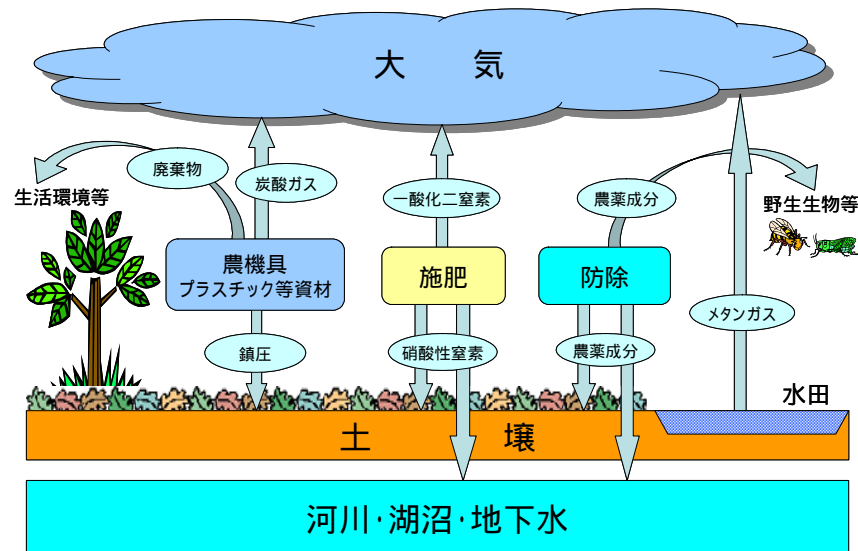
農業生産活動は、適切であれば農業の多面的機能が発揮される一方、不適切であれば環境への負荷が増大。

生産性や品質向上を過度に追求にするあまり、肥料が過剰に投入されること等により海域や湖沼の富栄養化の一因となる。

このため、農林水産省では、平成4年から環境保全型農業を全国的に推進。都道府県・市町村における推進体制の整備、技術指針の策定、地域における技術確立等を推進。

施肥の適正化については、平成3年以降数次にわたり各都道府県に通知し、指導を徹底。

## 農業生産活動による環境負荷発生リスク



## 環境保全型農業の定義

「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」

(平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部)

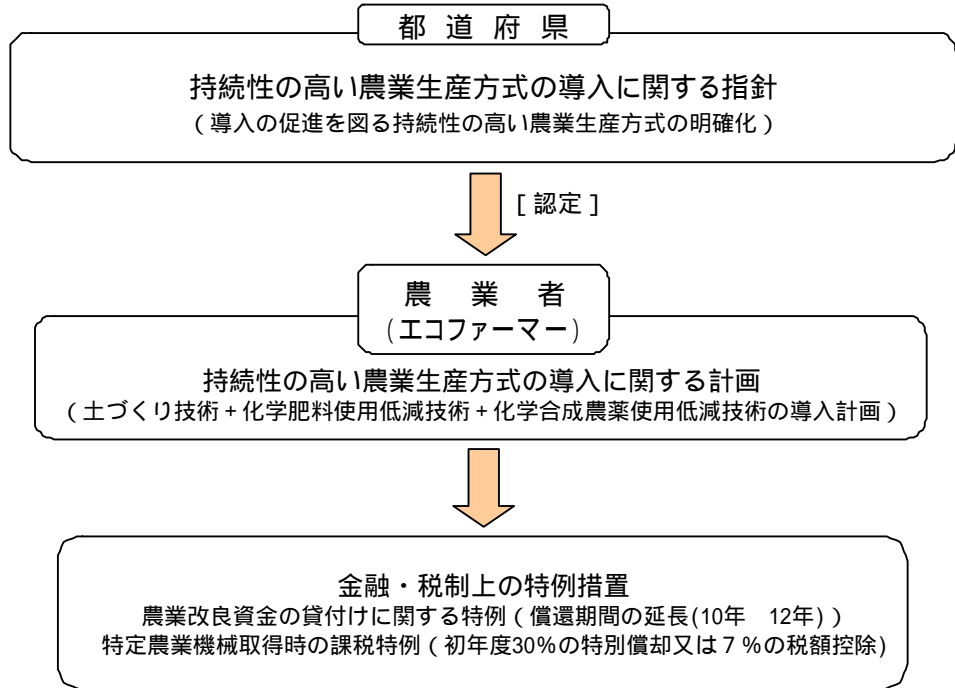
## 環境保全型農業推進施策の概要

1. 推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国、都道府県、市町村の各段階における推進体制の整備(H6~)</li> <li>2 推進方針の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>国による「環境保全型農業の基本的考え方」の策定(H6)</li> <li>都道府県・市町村による推進方針の策定(H6~)</li> </ul> </li> <li>3 全国環境保全型農業推進会議による「環境保全型農業推進憲章」の策定(H9)</li> </ul>
2. 新技術等の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国、都道府県等による実践技術の改良開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>土づくりや施肥・防除等個別技術の開発</li> <li>技術組立実証試験の実施</li> <li>現場における技術の発掘・評価等</li> </ul> </li> <li>2 民間等による新たな資材・機械の開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>生物農薬、肥効調節型肥料の開発</li> <li>紙マルチ田植機等の機械の開発等</li> </ul> </li> </ul>
3. 技術・営農情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 技術指針の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>国による環境保全型農業技術指針のとりまとめ(H7)</li> <li>都道府県による土づくり、施肥・防除等の技術指針の策定(H6~)</li> <li>地力増進法に基づく地力増進基本方針(国S59(H9改定))、地力増進対策指針(都道府県(S61~))の策定</li> </ul> </li> <li>2 適正施肥、防除の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>施肥基準、防除要否の判定基準の見直し(H3~)</li> <li>土壌診断体制の整備</li> <li>発生予察事業の充実</li> <li>農業使用基準遵守の義務付け(農業取締法の改正:H14)</li> </ul> </li> </ul>
4. 技術導入・条件整備等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(持続農業法)の制定 <ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の生産性の高い農業生産方式の導入計画の認定(都道府県、H11~)</li> <li>認定農業者に対し、技術導入等に際しての資金融通、税制の特例措置の適用(H12)</li> </ul> </li> <li>2 施設整備等への資金の融通(H6~)</li> <li>3 地力増進法に基づく不良土壌の改良促進(S60~)</li> </ul>
5. リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有機性資源リサイクルシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>たい肥の成分表示の義務付け(肥料取締法改正:H11)</li> <li>耕畜連携によるたい肥等の供給体制の整備(H15~)</li> <li>有機性資源を活用したたい肥等の品質評価基準等の策定(H6)</li> <li>有機性資源等地域資源リサイクル施設等の整備(H元~)等</li> </ul> </li> <li>2 使用済み農業用プラスチック等の適正処理・再生利用の推進(S51~)</li> </ul>
6. 社会的受容条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消費者等への意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全型農業のPR資料等の作成・配布(H12~)</li> <li>協議会の開催やシンポジウム等の開催(H13~)</li> </ul> </li> <li>2 表示制度の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別栽培農産物表示ガイドラインの策定(H4)</li> <li>有機JAS認証制度の整備(H12)</li> <li>「エコファーマー(呼称)」、(H12)、「エコファーマーマーク」(H15)</li> </ul> </li> </ul>

## 2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

平成11年には、たい肥による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融・税制上の特例措置を講ずる「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」を制定。

### 持続農業法の概要



### 持続性の高い農業生産方式のイメージ(キャベツの例)

慣行的な生産方式	持続性の高い農業生産方式
土づくり：たい肥の施用 施肥：全面全層施肥 化学肥料施用量 25kg/10a 防除：農薬による防除 農薬散布回数 15回	土づくり：土壌診断に基づきたい肥の適切な施用 施肥：局所施用による施肥量の低減 化学肥料施用量 20kg/10a 防除：マルチ栽培、フェロモン剤の利用等の組合せによる農薬散布回数の低減 農薬散布回数 8回

### 持続農業法における「持続性の高い農業生産方式」

1 土づくりに関する技術	
たい肥等有機質資材施用技術	土壌の調査を行い、その結果に基づきたい肥等有機質資材を施用する技術
緑肥作物利用技術	土壌の調査を行い、レンゲ等の緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術
2 化学肥料低減技術	
局所施肥技術	化学肥料を作物の根の周辺の肥料が利用されやすい位置に集中的に施用する技術
肥効調節型肥料施用技術	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する技術
有機質肥料施用技術	なたね油かす等の有機質肥料を化学肥料に代替して施用する技術
3 化学農薬低減技術	
機械除草技術	機械を用いて、畝間・株間に発生した雑草を物理的に駆除する技術
除草用動物利用技術	アイガモ、コイ等を水田に放飼し、除草を行わせる技術
生物農薬利用技術	天敵等を利用し、病害虫を駆除する技術
対抗植物利用技術	土壌の線虫の生育を妨げる物質を分泌する植物を栽培することにより、当該線虫を駆除する技術
被覆栽培技術	不織布、フィルム等の被覆資材により作物を病害虫から物理的に隔離する技術
フェロモン剤利用技術	害虫のメスが放出するフェロモンを利用し、オスをトラップで捕殺したり、交信を攪乱する技術
マルチ栽培技術	田畑の表面を紙、フィルム等で被覆し、雑草の発生を抑制する技術

### エコファーマーマーク



### 3 環境保全型農業の推進状況

「土づくり」「化学肥料の低減」「農薬の低減」のいずれかに取り組んでいるとする農家数は、販売農家数の約22%。  
(作付面積では約16%)

エコファーマー数は、制度の周知が進み、着実に増加しているが、販売農家数に占める割合は2.2%程度。

#### 土づくり、化学肥料・農薬の使用低減への取組状況

部 門	取組農家数(千戸)	取組面積(千ha)		生産量(千t)	
		うち、土づくり+化学肥料・化学農薬不使用	うち、土づくり+化学肥料・化学農薬半分以上削減		
計	502	711 (16.1%)	4.1%	22.5%	-
稲 作	340	314 (18.4%)	2.0%	21.4%	1,548 (17.1%)
麦 類	15	40 (12.3%)	0.4%	8.6%	156 (17.3%)
豆 類	45	26 (12.2%)	1.7%	10.0%	52 (13.4%)
(露地)野菜 (施設)	256	110 (21.5%)	3.1%	30.6%	3,500
			3.0%	36.2%	
(露地)果樹 (施設)	85	50 (17.7%)	2.0%	18.4%	889
			3.1%	22.7%	

資料：農林水産省統計情報部「環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査」(13年12月)

注：( )内の比率は、13年農作物作付(栽培)延べ面積・生産量に対する割合

#### エコファーマー認定状況

地 域	12年3月末	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末現在
北海道	0	6	37	208	656
東北	0	123	528	4,908	11,557
関東	5	594	4,136	9,546	14,914
北陸	0	71	286	465	1,100
東海	0	23	235	734	1,452
近畿	0	41	255	794	1,095
中国四国	0	158	473	1,437	2,797
九州・沖縄	7	109	3,285	8,035	14,182
計	12	1,125	9,235	26,236	47,766

注：地域は農政局等の区分による(平成15年販売農家数対比2.2%)

#### 4 適正な施肥の推進

施肥の適正化を図るため、都道府県において施肥基準の見直しが行われ、施肥量の低減に資する技術も徐々に導入が進捗。単位面積当たりの化学肥料の施用量は、昭和50年頃をピークに近年は減少傾向。

今後、我が国農業の持続的な発展を図るとともに、農業が有する多面的機能を十分に発揮し、国民の信頼を確得していくためには、我が国農業全体が環境を重視したものに転換していくことが必要。

食料・農業・農村政策審議会企画部会においては、農業者が環境負荷低減のために最低限取り組むべき規範を明確にすること等の施策を推進する必要性が指摘されたところ。

#### 都道府県における施肥基準(窒素成分)引き下げ状況

都道府県数	引き下げ品目数	引き下げ率
29都道府県	のべ439品目	21.2%

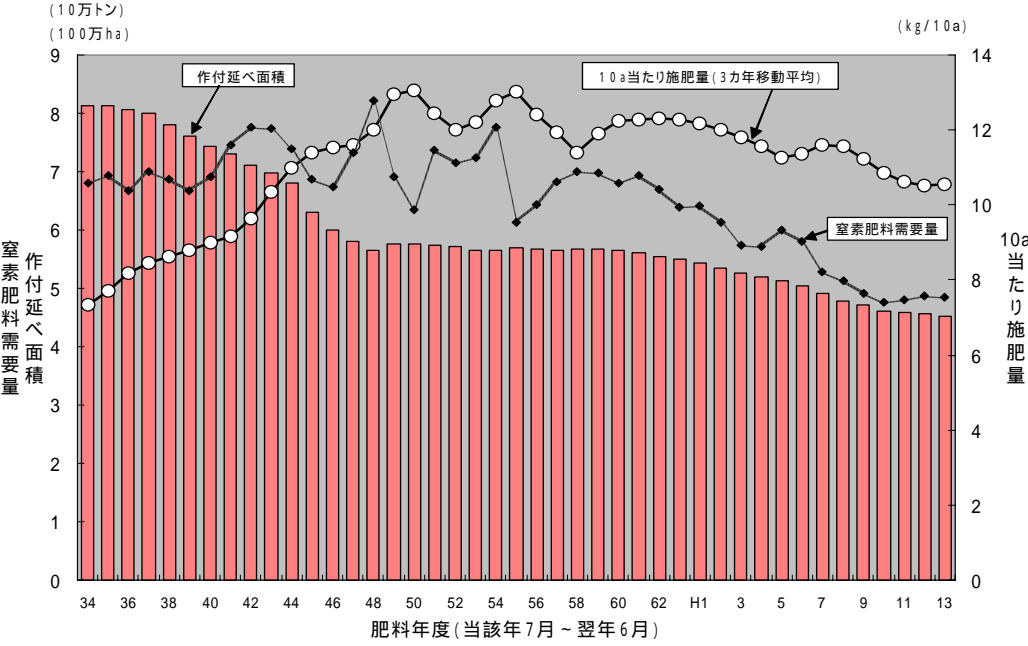
資料：農林水産省調べ（H16年2月現在）  
 注：「引き下げ率」は平成5年度以降に窒素成分の施肥量の基準が引き下げられた品目についてその引き下げ幅の単純平均したもの

#### 水稲作における側条施肥田植機普及状況(普及面積ベース%)

平成4年産(A)	平成14年産(B)	B / A
11.8	23.9	202.5%

資料：農林水産省調べ

#### 単位面積当たり化学肥料(窒素成分)施肥量の推移



資料：農林統計協会「ポケット肥料要覧」、農林水産省「耕地及び作付面積統計」  
 注：10a当たり施肥量は「前肥料年度窒素肥料需要量 / 当該年作付延べ面積」により算出した値の3カ年移動平均